

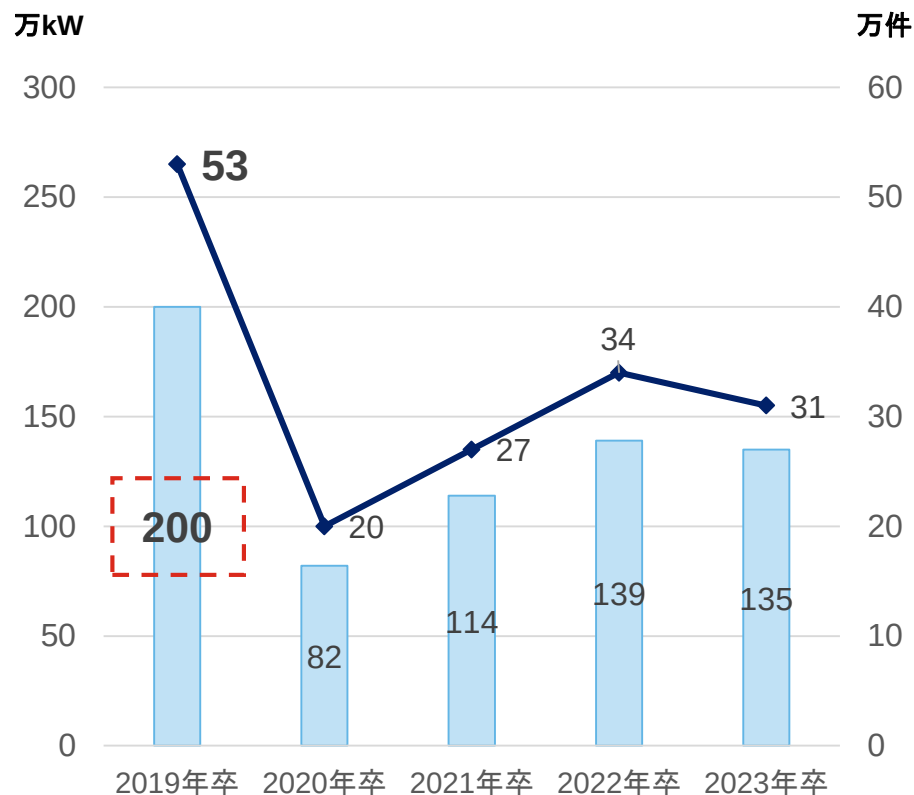
本制度における卒FIT電源の取り扱いについて

【卒FIT電源について】

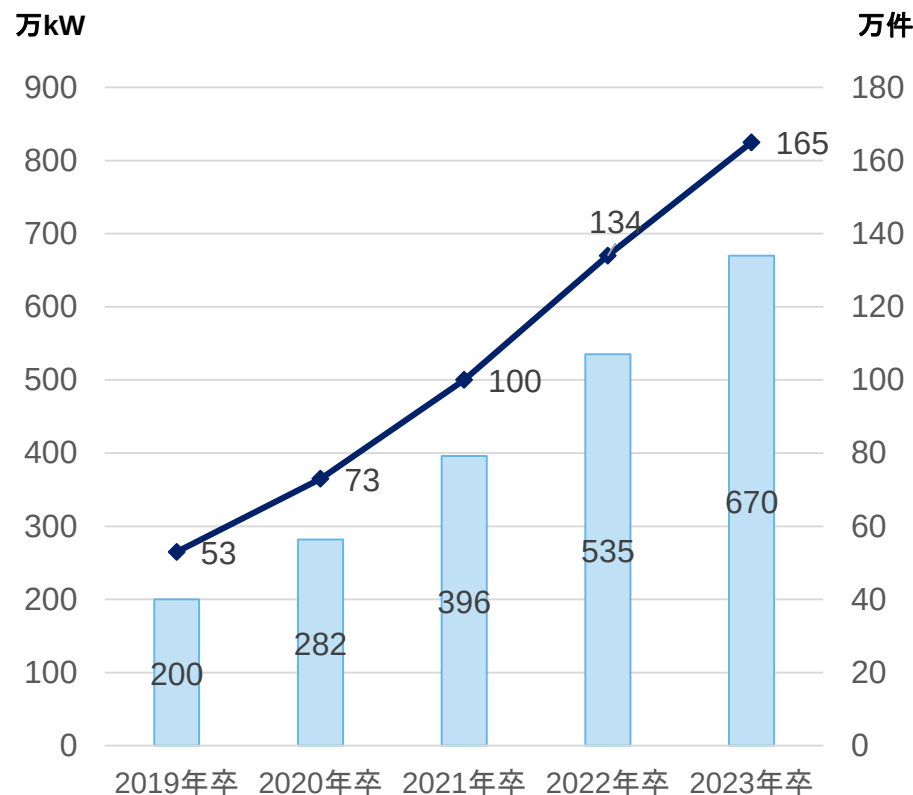
卒FIT電源を踏まえ、本制度における環境価値の取り扱いについて整理が必要

- 2019年11月以降、10kW未満の家庭用太陽光発電設備における固定価格買取制度(FIT)の買取期間が終了され、**“卒FIT電源”が発生する**
- 2019年における**卒FIT電源の件数は53万件、200万kW**が対象となり、次年度以降も増加する見込み
- こうした背景から、卒FIT電源に関する**環境価値の取り扱い(自家消費、系統ともに)**が各制度(J-クレジット制度、非化石価値取引市場)で検討され、**本制度においても整理が必要**であると認識している

FITを卒業する住宅用太陽光発電の推移(年別)

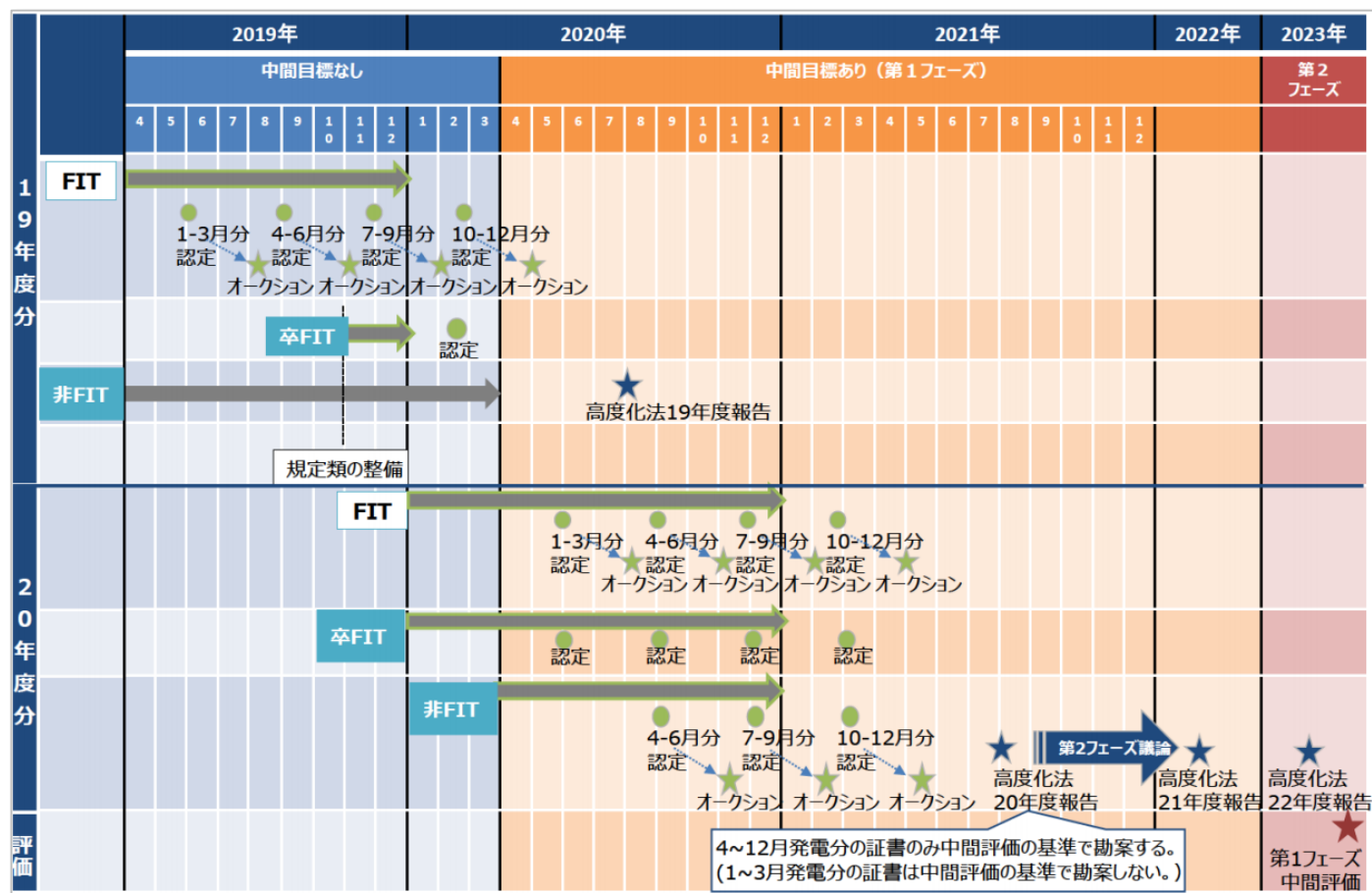


FITを卒業する住宅用太陽光発電の推移(累積)



2019年11月－12月度分卒FIT証書については、2020年2月に認定予定としている

- 2019年11-12月発電分の卒FIT証書は、2020年2月頃に認定・発行する。この証書は2019年度分の高度化法の報告に利用可能としている



【参考：Jクレジット制度における卒FIT電源の取り扱いの方向性】

J-クレジット制度では、自家消費拡大を目的に卒FIT電源の対象化を検討している

- J-クレジット制度では、「第19回 J-クレジット制度運営委員会」(2019年9月19日)において“卒FIT電源”の取り扱いに関して、**認証対象化する方向性で議論されている**
- J-クレジット制度では対象とする設備について「**プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること**」と定めており、“卒FIT電源”等の既存の発電設備はこれを満たさず、**追加的な設備投資の実施がある場合は認証対象とする方向性が示されている**

- **課題認識**：2019年11月以降の“卒FIT電源”の登場に伴い、官民双方で再エネ電力の「需給一体型の再エネ活用モデル」の推進が図られているところ、今後、蓄電池等の自家消費拡大に資する設備の導入が進むことが考えられ、そのような取り組みを本制度として促進してはどうか。
- **検討方針**：卒FIT電源等の太陽光発電設備について、追加的な設備投資を行う場合は認証対象とできるよう改定してはどうか。

<課題認識>

- ・ 2019年11月以降、家庭用太陽光発電設備における余剰買取が終了し、いわゆる卒FIT電源が登場する。資源エネルギー庁においては、卒FIT電源等における再エネ電力の「**需給一体型の活用**」の推進を図るべく、制度や市場環境の整備を進めているところ。
- ・ このようなトレンドのなかで、卒FIT電源等における自家消費に伴う環境価値について、J-クレジット制度を活用して顕在化したいとするニーズがあるものの、いわゆる“2年前ルール”のため、卒FIT電源等を認証対象することはできない。このため、**当該環境価値（自家消費分）は“埋没”してしまうことが懸念されている**。
 - RE100等、企業レベルでの再エネ電力の調達ニーズが高まっている今、**当該環境価値（自家消費分）の潜在的な活用ニーズは非常に大きい**。

<検討方針>

- ・ 今後の電力システムのあり方、様々な事業者からの要望に鑑み、**卒FIT電源等の太陽光発電設備（PV）も、追加的な設備投資を行う場合は認証対象とすることを認めてはどうか**。
 - FIT制度を活用せずに2年以上前に導入されたPVも検討対象に含まれる。

【本制度における卒FIT電源の取り扱いの方向性】

「関連制度との重複排除確認」「受電地点特定番号」の記載を求めることで、 本制度の信頼性を担保する

- 本制度では、卒FIT電源に対応する区分(例: 家庭／業務用の区分)は無く、またJ-クレジット制度におけるプログラム型という概念は存在しない
- 一方で、過年度より、複数の家庭を取りまとめて申請する事業は存在し、卒FIT案件も対応可能と認識
 - ✓ 例: Eco ナビ ソーラータウン2010年度期
- その中で、今後は下記の理由から重複排除の仕組みづくりが必要と認識
 - ✓ 卒FIT電源の登場による申請件数の増加が想定されること
 - ✓ (非化石価値取引市場を含め)複数の制度間での申請が想定されること

対応の方向性	概要	申請書の変更
関連制度間での 重複排除のチェック	■ 現状も各申請書において、J-クレジット制度との重複排除をチェックする項目は存在 ■ 上記を非化石価値取引市場等との重複排除も確認できるよう、記載内容を拡充する	有 P6～8
受電地点特定番号 の記載	■ 受電地点特定番号とは、<u>発電設備の場所に設定されている22桁の番号</u>のこと ■ 卒FIT電源においても、同様に本番号で管理されていることから、<u>申請書での記載を求めることで重複排除が可能</u>となる	有 P9

【申請書の変更案①: 様式1-2: グリーンエネルギーCO2削減等計画書】 「関連制度との重複排除確認」に関する項目を追記

【対象となる申請書】

(1) グリーンエネルギーCO2削減計画の認定申請

■ 様式1-2: グリーンエネルギーCO2削減等計画書

申請書(変更前)

【変更箇所】

1.6 J-クレジット制度への申請又は登録の有無

- 2 グリーンエネルギー運営・管理計画
2. 1 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者によるモニタリング方法及び報告方法
- 注1) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者におけるモニタリング方法、及び当該実施者から運営・管理者への報告方法(体制)を記載すること。
- 注2) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業のモニタリング責任者及び実施者については別紙1「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」3. 参照。

2. 2 モニタリングの対象及び方法
- 注1) 「別紙1」面を参照すること。
- 熱種別方法論の5. 算定根拠に係るモニタリング方法にモニタリング方法を記載すること。

モニタリング方法

変更前は項目なし1.6を

燃料種別と数値、デフォルト値を使用するか否か(デフォルト値か否かの確認方法)を記載。また、デフォルト値以外を使用する場合、その根拠資料についても記載すること。

代替される熱設備のエネルギー消費効率(高効率)と数値、デフォルト値を使用するか否か(デフォルト値か否かの確認方法)を記載。また、デフォルト値以外を使用する場合、その根拠資料についても記載すること。

- 3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画
3. 1 グリーンエネルギーCO₂削減相当量保有予定者に関する情報
- 別紙3「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」1. 参照。
3. 2 環境価値が除かれた電気価値・熱価値の帰属先に関する情報
- 別紙3「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」2. 参照。

申請書(変更案)

【変更箇所】

1.6 J-クレジット制度への申請又は登録の有無

1.7 非化石価値取引市場への申請又は登録の有無

1. 7 非化石価値取引市場への申請又は登録の有無
- 申請中(未登録) ☐ 登録 ☐ 申請・登録なし ☐
- 注1) 「申請中(未登録)」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

1.7 非化石価値取引市場への申請又は登録の有無

申請中(未登録) ☐ 登録 ☐ 申請・登録なし ☐

注1) 「申請中(未登録)」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

- (グリーン熱種別方法論の場合)
- 代替される熱設備の二酸化炭素排出係数 $CEE_{fuel, BL}$
- ：モニタリング方法の欄には、具体的な燃料種と数値、デフォルト値を使用するか否か(デフォルト値を選択する場合は、都市ガス供給エリアか否かの確認方法)を記載。また、デフォルト値以外を使用する場合は、その根拠資料についても記載すること。
- 代替される熱設備のエネルギー消費効率(高効率)と数値、デフォルト値を使用するか否か(デフォルト値か否かの確認方法)を記載。また、デフォルト値以外を使用する場合、その根拠資料についても記載すること。

- 3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画
3. 1 グリーンエネルギーCO₂削減相当量保有予定者に関する情報
- 別紙3「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」1. 参照。
3. 2 環境価値が除かれた電気価値・熱価値の帰属先に関する情報
- 別紙3「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」2. 参照。

【申請書の変更案②：様式1-2別紙2①：グリーン電力要件チェックリスト】 非化石価値取引市場の環境価値との重複排除に関する記載を追記

【対象となる申請書】

(1) グリーンエネルギーCO2削減計画の認定申請

■ 様式1-2別紙2①：グリーン電力要件チェックリスト

申請書(変更前)

【変更箇所】

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。		(同上) 国内クレジット、オフセットクレジット(J-VER)等の環境価値の譲渡に係る制度との重複がないこと。

申請書(変更案)の追加

【変更箇所】

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。		(同上) J-クレジット制度、非化石価値取引市場等 の環境価値の譲渡に係る制度との重複がないこと。

【申請書の変更案③: 様式2-1、2-2: 検証結果報告書】

非化石価値取引市場の環境価値との重複排除に関する記載を追記

【対象となる申請書】

(1) グリーンエネルギーCO2削減計画の認定申請

■ 様式2-1: 検証結果報告書

(2) 認定グリーンエネルギーCO2削減計画の変更申請

■ 様式2-2: 検証結果報告書

申請書(変更前)

【変更箇所】

3.実施した検証手続の概要

計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO2削減事業が、J-クレジット制度に登録されていないこと

検証結果概要書	
(検証機関名称)	
1. グリーンエネルギーCO2削減計画の概要	
グリーンエネルギーCO2削減計画名	
グリーンエネルギーCO2削減計画申請者名	
事業実施場所	
事業の概要	
グリーンエネルギーCO2削減計画当量の計画	
事業期間	
方法論	

計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO2削減事業が、J-クレジット制度に登録されていないこと

個別に既伝票、燃の値を証

設備又は熱設備が日本国内に設置され、系統に供給又は熱供給事業者に供給されていること、あるいは自家消費又は所内のグリーン熱供給地点で供されていることが分かる書類（契約書、図面等）

グリーン電力又はグリーン熱の要件を満たすことを示す誓約書及びチェックシート及びその根拠となる書類

グリーンエネルギー運営・管理計画

グリーン熱の種別方法論の既設の熱設備を更新し、デフォルト値を使用しない場合

個別に既設の設備で使用されていた燃料種を証明する書類（燃料種は燃料の伝票、燃料の特定可能なカタログ等）、および個別に既設の熱設備の設備効率の値を証明する書類（銘板の写真、設備効率が特定できるカタログ等）

計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO2削減事業が、J-クレジット制度及び非化石価値取引市場に登録されていないこと

申請書(変更案)

【変更箇所】

3.実施した検証手続の概要

計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO2削減事業が、J-クレジット制度及び非化石価値取引市場に登録されていないこと

検証結果概要書	
(検証機関名称)	
1. グリーンエネルギーCO2削減計画の概要	
グリーンエネルギーCO2削減計画名	
グリーンエネルギーCO2削減計画申請者名	
事業実施場所	
事業の概要	
グリーンエネルギーCO2削減計画当量の計画	
事業期間	
方法論	

計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO2削減事業が、J-クレジット制度及び非化石価値取引市場に登録されていないこと

個別に既伝票、燃の値を証

設備又は熱設備が日本国内に設置され、系統に供給又は熱供給事業者に供給されていること、あるいは自家消費又は所内のグリーン熱供給地点で供されていることが分かる書類（契約書、図面等）

グリーン電力又はグリーン熱の要件を満たすことを示す誓約書及びチェックシート及びその根拠となる書類

グリーンエネルギー運営・管理計画

グリーン熱の種別方法論の既設の熱設備を更新し、デフォルト値を使用しない場合

個別に既設の設備で使用されていた燃料種を証明する書類（燃料種は燃料の伝票、燃料の特定可能なカタログ等）、および個別に既設の熱設備の設備効率の値を証明する書類（銘板の写真、設備効率が特定できるカタログ等）

計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO2削減事業が、J-クレジット制度及び非化石価値取引市場に登録されていないこと

【申請書の変更案④:事業リスト】 「受電地点特定番号(22桁)」の記載欄を新設

【対象となる申請書】

- (1) グリーンエネルギーCO2削減計画の認定申請
■ 事業リスト
- (2) グリーンエネルギーCO2削減相当量の認証申請
■ 事業リスト(グリーン電力の方法論毎)

申請書(変更前)

【變更箇所】

1. 事業所に関する情報
 - 1.1 発電所名称
 - 1.2 発電所所在地
 - 1.3 型式
 - 1.4 設備容量
 - 1.5 運転開始(予定)年月日
 - 1.6 系統／自家消費

1.事業所に関する情報					
1.1 発電所名称	1.2 発電所所在地	1.3 型式	1.4 設備容量	1.5 運転開始 (予定) 年月日	1.6 系統／自家消費

一 申請書(変更案)

【變更箇所】

1. 事業所に関する情報
 - 1.1 発電所名称
 - 1.2 発電所所在地
 - 1.3 型式
 - 1.4 設備容量
 - 1.5 運転開始(予定)年月日
 - 1.6 系統／自家消費
 - 1.7 受電地点特定番号(22桁)

The image shows a stack of three identical spreadsheets. The top spreadsheet is titled "Formulario de Registro de la Actividad de la Clase". It has a header row with the following columns: "Actividad", "Fecha", "Hora", "Lugar", "Nombre", "Apellido", "Edad", "Sexo", "Estrato", "Nivel", "Grado", "Semestre", "Año", "Módulo", "Unidad", "Temas", "Contenido", "Estrategias", "Recursos", "Evaluación", "Observaciones", and "Firma". The body of the spreadsheet consists of many rows for data entry. The middle and bottom spreadsheets are identical copies of the top one.

1.事業所に関する情報						
1.1 発電 所名 称	1.2 発電所 所在地	1.3 型 式	1.4 設備 容量	1.5 運転開始 (予定) 年月日	1.6 系統／自 家消費	1.7 受電地点 特定番号 (22桁)

【Jクレジット制度と本制度における卒FIT電源の取り扱いの論点】

(参考)Jークレジット制度における”卒FIT電源”の取扱いに関する論点

- 2020年11月以降、家庭用太陽光発電設備における余剰買取が終了され、”卒FIT電源”が登場する
- そのため、第19回 Jークレジット制度運営委員会において、卒FIT電源等の認証対象化に関する議論がなされている

論点	概要	検討方針
“2年前ルール”との関係性	卒FIT電源等の既存のPVの場合、 <u>2年以内に導入された設備のみを対象とする、いわゆる”2年前ルール”を満たさない</u> 。当該ルールのもと卒FIT電源等を認証対象とするためには、どのような方策・制度設計が考えられるか	・ <u>追加的な設備投資の実施に対して“2年前ルール”を適用</u> ・ 「追加的な設備投資」が、プロジェクト登録申請日から遡って2年以内に実施されている場合は登録可
追加的な設備投資の対象	卒FIT電源等に対して <u>どのような設備を追加導入した場合に、認証対象とすべきか</u>	・ 「追加的な設備投資」について、当面は①<u>出力制御対応機能付きパワコンの導入・更新</u>、②<u>蓄電池の導入</u>、③<u>EVの導入</u>、④<u>HPの導入・更新</u>を対象
排出削減効果の考え方	卒FIT電源等に対して何らかの追加的な投資が行われれば場合に、 <u>Jークレジットとして認証される排出削減効果を何と考えるべきか</u>	・ (追加的な設備投資による増分ではなく)卒FIT電源等に由来する<u>再エネ電力の自家消費の「全量」</u>
追加的な設備投資が実施済みの場合の考え方	本検討事項の改定よりも前に追加的な設備投資を実施している場合と、改定後に追加的な設備投資を実施する場合で、 <u>Jークレジット制度として公平性をどのように担保するべきか</u> 。一定の遡及期間を設ける等の経過措置を設けるべきか	・ 「<u>指定の期日以降に実施された設備投資に限り、指定の期限までに手続きを実施すればJークレジット制度に参加可能</u>」とする経過措置を設定
同一のPVにおける持続的な認証の是非(認証対象期間)	卒FIT電源等に限らず、追加的な設備投資を継続すれば、同一のPVから持続的にJークレジットを認証することが可能となるが、この是非をどのように考えるべきか。また、追加的な設備投資を実施した場合の <u>認証対象期間は何年間とするべきか</u>	・ 既設のPVに対する追加的な設備投資によるJークレジット制度への参加は、<u>1回限り:8年間とする</u>